

———— 2007/11/8 ————
《「産業保健おおいだ」メルマガ版(HTML)》
第 35 号

I N D E X

◆ TOPICS

1. 労働安全衛生規則の一部を改正する省令について改正の内容:石綿健康管理手帳の交付要件を拡大 等(10月1日より施行)
2. 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令の施行について
改正の趣旨:石綿等の製造等の全面禁止が当分の間猶予されている製品等のうち、非石綿製品への代替が可能となった部の製品の製造等の禁止 等
3. 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令の周知について

◆ 今月の Key Word

【モンスーン】

◆ 労働衛生事例

特定化学物質による中毒等 「塩化水素」

その他の化学物質による中毒等 「鉛化合物」(一酸化鉛の疑い)

◆ 研修・セミナーのご案内(11月・12月)

◆ 新着図書のご案内

◆ 所長からのメッセージ

「季節風と健康」

★★★ TOPICS ★★★

1.労働安全衛生規則の一部を改正する省令について

1 趣旨

健康管理手帳は、労働安全衛生法第67条第1項等の規定に基づき、がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれがある12の業務に従事した者に対し、一定の要件を満たした場合に交付されている。

石綿取扱業務については、平成8年から手帳を交付されることとなっているところであり、その要件は胸部エックス線検査等で、「両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること」とされている。

この交付要件が制定されてから10年以上が経過し、これら胸部エックス線検査等で胸膜肥厚等の所見が認められない場合でも、石綿肺がん等の悪性腫瘍が発症するという報告があることから、専門家を集め最新の医学的知見に基づいた交付要件の考え方を検討したところである。(石綿業務に従事した離職者の健康管理についての検討委員会。以下「検討委員会」という。)

今般、検討委員会の報告書に基づき、交付要件を見直す等、所要の改正を行うものである。

(後略)

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/07/s0701-3d.html> (厚生労働省ホームページ)

2.労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令の施行について

(前略)

2 改正の要点

- (1) 適用除外製品等の見直し(令附則第3条関係)令附則第3条に規定されている適用除外製品等のうち、代替化が可能となった下記のア及びイの物について、その製造等を禁止することとしたものであること。

ア 石綿ジョイントシートガスケットから切り出した石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く。イにおいて同じ。)を含有するガスケットであって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 令の施行の際現に存する国内の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分(250度以上の温度の高炉ガス又はコークス炉ガスを取り扱う部分に限る。)に使用されるもの

(イ) 令の施行の際現に存する国内の非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分(450度以上の温度の亜硫酸ガスを取り扱う部分に限る。)に使用されるもの

イ 石綿を含有するグランドパッキンであって、令の施行の際現に存する国内の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分(500度以上の温度の転炉ガス又はコークス炉ガスを取り扱う部分に限る。)に使用されるもの

- (2) 施行期日(改正政令附則第1条関係)改正政令は、平成19年10月1日から施行することとしたこと。

- (3) 経過措置(改正政令附則第2条から第4条まで関係)

ア (1)のア及びイに掲げる物のうち、改正政令の施行の日(平成19年10月1日)において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、製造等の禁止の規定は適用しないものとしたこと。(附則第2条)

イ 改正政令附則第2条により製造等の禁止の規定が適用されない物について、引き続き、名称等の表示及び通知を行わなければならないものとしたこと。(附則第3条)

ウ 罰則の適用に関し必要な経過措置を定めたこと。(附則第4条)

(後略)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/070926-1.html>

(厚生労働省ホームページ)

3.労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令の周知について

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/070926-2.html>

(厚生労働省ホームページ)

★★ 今月の Key Word 【モンスーン】 ★★

モンスーン

ある地域で、一定の方角への風が特によく吹く傾向があるとき、その風を卓越風と呼ぶが、季節によって風の吹く方角(卓越風向)が変化するものをモンスーン(monsoon)と呼ぶ。

アラビア語の季節(モウシム、〈アラビア語省略〉、Mawsim)に由来する用語である。

(中略)

日本では夏季には北太平洋高気圧から吹き出す南東風が卓越し、冬季にはシベリア高気圧から吹き出す北西風が卓越する。大陸からの季節風は乾燥しているのが普通であるが、日本海を渡る間に

暖流の対馬海流が流れている海面から水蒸気の供給を受けて変質して湿った空気となる点が特異的である。この湿った季節風により日本海側に大雪がもたらされる。

(後略)

・「モンスーン」(2007年10月13日(土)21:11)

『フリー百科事典 ウィキペディア日本語版』より1部引用

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%AD%A3%E7%AF%80%E9%A2%A8>

★★ 労働衛生事例 ★★

労働衛生事例(2例—平成18年—)

例1:特定化学物質による中毒等

【有害要因】

塩化水素

【業種】

製鋼業

【発生日】

11月

【被災者数】

大量漏洩

【発生状況】

製鉄所構内のFRP製回収酸タンクが側壁下部において、ノズルの取り付け部及びタンク胴体が裂け、内容物である塩酸が大量に漏洩した。

【発生原因等】

(推定原因として)ノズル取り付け時における追加加工分に接着が弱い部分があり、そこから酸が侵入して、耐食性の弱いガラス繊維層に酸が浸透することによる酸応力腐食割れが起こったもの。

例2:その他の化学物質による中毒等

【有害要因】

鉛化合物(一酸化鉛の疑い)

【業種】

その他の建設業

【発生日】

11月

【被災者数】

中毒4名

【発生状況】

鉛プラント(鉛焼成機械設備)解体工事現場において、防じん機能を有していない吸収缶を使用していたことや、建屋の所有者が既に電気の供給を停止していたため、換気装置が使用できなかったこと等のため、二次下請業者の作業員4名が鉛中毒症状を発症した。

【発生原因等】

- ・作業主任者選任せず
- ・呼吸用保護具不適切

・換気装置使用不能

★★ 研修・セミナーのご案内(11月・12月) ★★

■産業医研修

▽11月10日(土)

時間:13:00~15:00

会場:大分県北地域産業保健センター(中津市医師会)

<http://www.nakatsu-med.jp/> (中津市医師会ホームページ)

「石綿管理のABC」 田吹 好美(基幹相談員)

☆基礎/後期 2 生涯/専門 2

▽11月10日(土)

時間:15:00~17:00

会場:大分県北地域産業保健センター(中津市医師会)

<http://www.nakatsu-med.jp/> (中津市医師会ホームページ)

「有害物代替への考え方」(具体例) 古庄 義彦(特別相談員)

☆基礎/後期 2 生涯/専門 2

▽11月26日(月)

時間:18:30~20:30

会場:大分県医師会館

「じん肺健康診断書の作成」(実習)

大神 明(産業医科大学 産業生態科学研究所呼吸病態学研究室 准教授)

(※変更前:森本 泰夫(特別相談員)・津田 徹(特別相談員))

☆基礎/実地 2 生涯/実地 2

▽11月28日(水)

時間:18:30~20:30

会場:豊肥地域産業保健センター(豊後大野市医師会)

<http://www.oono-med.jp/hohihoken/> (豊肥地域産業保健センターホームページ)

「石綿ショックに学ぶ企業等のリスク管理」~産業医のかかわり方~ 吉良 一樹(基幹相談員)

☆基礎/後期 2 生涯/専門 2

▼12月7日(金)

時間:18:30~20:30

会場:大分産業保健推進センター 会議室

「過重労働による健康障害の予防と対策」~面接と指導の実際~

三角 順一(大分産業保健推進センター所長)

☆基礎/後期 2 生涯/専門 2

■衛生管理者等研修

時間:14:00~16:00

会場:大分産業保健推進センター会議室

▽11月16日(金)

「快適職場推進のプロセス」 青野 裕士(基幹相談員)

▽11月22日(木)

「職場巡視のポイントと事後措置」 古庄 義彦(特別相談員)

■カウンセリング研修

時間:18:30~20:30

▽11月13日(火)

会場:大分産業保健推進センター会議室

「事例検討」 渡嘉敷 新典(基幹相談員)

▼12月11日(火)

会場:大分県消費生活・男女共同参画プラザ「アイネス」2階 大会議室

「積極的傾聴のグループワーク」 渡嘉敷 新典(基幹相談員)・佐用 槇子(特別相談員)

◎ いずれの研修も、ホームページからお申し込みいただけます ◎

↓↓↓

http://www.oita-sanpo.jp/H19_training/H19top.htm

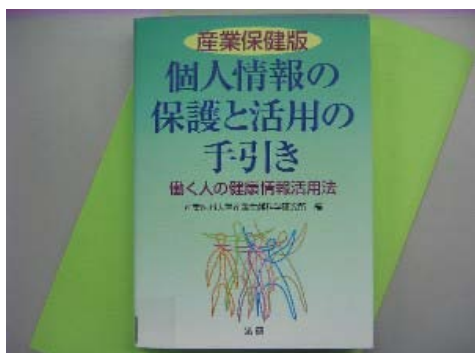
★★ 新着図書のご案内 ★★

■資料番号:0-69

産業保健版 個人情報保護と活用の手引き～働く人の健康情報活用法～

(産業医科大学 産業生態科学研究所 編:2007年発行)

平成20年からの健診義務化、メタボリックシンドロームにもとづく新判定基準など、平成の医療制度改革に準拠しました。概論からケースバイケースの具体的対応法(Q&A)まで、これ1冊ですべてが賄えます。(帯の説明文より)



「個人情報保護の実務に役立ちます！」
基幹相談員・油布先生オススメの図書です。

その他の図書・ビデオ・機器の貸出しにつきましては、こちらからどうぞ。

<http://www.oita-sanpo.jp/kasidasi/kasidasi.htm>

★★ 所長からのメッセージ ★★

季節風と健康

十月までの暑さが嘘のように去り、十一月になり急に涼しくなってきた。朝夕は、寒いとさえ感じられる。

まもなく、季節風が吹き始める。季節風と言えば、通常は乾燥した乾いた風であるが、我が国では、シベリアからの冷たく重たい高気圧が張り出し、日本海の水蒸気を日本列島に運んで来て雪を降らせる。

急に気温が下がると、体調を壊したり、風邪にかかったりする。特に、抵抗力が落ちている時には、感冒になったり、日和見感染を起こしたりする。体内に普通に存在しているウイルスや細菌が、隙を見てあっという間に数を増やすと病気になってしまう。扁桃腺炎、副鼻腔炎、膀胱炎、アフター性口内炎や尿管結石、ウ歯の悪化、ときには、十二指腸潰瘍、喘息、痛風などが起こりやすくなる。私たちの体は、寒いと感じると熱を逃さないように、血管は、自然に収縮する。運動不足なども重なって肩こり、首筋の痛みが出たりし易くなる。モンゴル辺りからの放牧地の土埃を含んだものが、偏西風に乗ってやってくるとなんとか型といわれるウイルスなどを運んできたりする。

適度の運動と十分な栄養摂取に心がけると共に、外から帰宅したら、うがい、洗顔、手洗いなど、基本的な健康管理に注意しましょう。

大分産業保健推進センター 所長 三角 順一



メールアドレスの変更、配信停止、ご意見・ご感想は、info@oita-sanpo.jp までお願いします。
皆様のご意見をお待ちいたしております。

今月も最後までお読みいただきまして、ありがとうございました。



発行:独立行政法人 労働者健康福祉機構

大分産業保健推進センター

<http://www.oita-sanpo.jp>

